

岩手県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、岩手県高等学校文化連盟という。

(事 務 局)

第2条 本連盟は、事務局を会長の所属する学校に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内の高等学校、高等部を置く特別支援学校及び高等専門学校（第3学年までに限る。）（以下「高等学校」という。）の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高等学校の文化活動の調査及び研究に関すること。
 - (2) 文化活動の研修会、講習会及び鑑賞会に関すること。
 - (3) 高等学校連合の文化行事に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本連盟の目的達成のため必要と認められる事業に関すること。
- 2 支部は、各地区における研究会、交流会及びその他必要と認められる文化行事を行う。
 - 3 専門部は、各事業を計画実施する。

(構 成)

第5条 本連盟は、高等学校をもって構成する。

第2章 機 関

(機 関)

第6条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 評議員会

- (2) 理事会
- (3) 支部長会
- (4) 専門部長会

(機関の構成員)

第7条 機関の構成員は次のとおりとする。

- (1) 評議員会は、本連盟に加盟している高等学校長をもって構成する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 支部長会は、支部長をもって構成する。
- (4) 専門部長会は、専門部長をもって構成する。

(会 議)

第8条 評議員会、理事会は構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。

- 2 支部長会、専門部長会は必要に応じて会長が招集する。

第3章 機 構

(機 構)

第9条 本連盟の業務を執行するため、支部・専門部及び事務局を置く。

- 2 支部は、県内10地区に区分し、その機構は別表1のとおりとする。
- 3 専門部は、21部門とし、その機構は別表2のとおりとする。
- 4 専門部の部門新設は評議員会の議決により決定する。

第4章 役 員

(役 員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 評 議 員 (県内加盟学校長)
- (4) 理 事 長 1名
- (5) 理 事 (支部代表理事10名、専門部代表理事21名)
- (6) 支 部 長 10名

- (7) 専門部長 21名
- (8) 監事 2名
- (9) 顧問 若干名
- (10) 参与 1名

第11条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部代表理事 1名
- (4) 支部理事（学校代表委員、専門部支部理事）

第12条 専門部に次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 副専門部長 若干名
- (3) 専門部代表理事 1名
- (4) 専門部理事 若干名

第13条 連盟事務局に次の事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 庶務担当 若干名
- (3) 会計担当 若干名

（役員の仕事）

第14条 連盟役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
 - (4) 理事長は、理事会を統括し、会務を処理する。
 - (5) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
 - (6) 事務局員は、連盟の事務を処理する。
 - (7) 参与は、会長の諮問に応じ、本連盟事務局と加盟各校及び関係部署との連絡・調整にあたる。
- 2 監事は、会計を監査する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

（役員の選出）

第15条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、評議員会の互選により選出する。
- (2) 支部長及び副支部長は、会長が委嘱する。

- (3) 専門部長及び副専門部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事長は、会長が委嘱する。
- (5) 理事は、各支部長及び各専門部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (6) 監事は、評議員会の互選により1名、推薦により1名選出する。
- (7) 連盟事務局の事務局員は、会長が委嘱する。
- (8) 顧問は、評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (9) 参与は、会長が委嘱する。

2 役員の重任は妨げない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは必要により補充することがある。ただし任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 高文連支部規程及び専門部規程は、別に定める。

第5章 会 計

(経 費)

第18条 本連盟の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第19条 本連盟会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計経理)

第20条 本連盟の会計は、別に定める岩手県高等学校文化連盟会計規程による。

第6章 委 員 会

第21条 本連盟に委員会を置くことができる。委員は会長が委嘱し、委員会は必要に応じて会長が招集する。

附 則

- 1 この規約は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。
- 2 この規約は、昭和56年6月30日から施行する。
- 3 この規約は、平成6年4月21日から施行する。

- 4 この規約は、平成 12 年 4 月 18 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 17 年 4 月 22 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。